



青島温州



はるみ



スルガエレガント



2025年農林業センサスにご協力ください



農林水産省では、令和7年2月1日現在で「2025年農林業センサス」を実施します。農林業センサスは、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県市区町村はもちろん各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』といわれています。調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されません。皆様のお宅に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。

調査員の訪問期間 令和7年1月上旬から2月中旬まで

【目次】

2025年農林業センサスにご協力ください	1
意見書の提出	2～3
農地利用状況調査／農地の適正管理	3
農地貸借手続きが一本化されます	4
農地の相続／農業用機械継承支援事業	5
農業者年金に加入しましょう	6～7
静岡市土地等利活用推進公社の設立	8

【発行】令和6年12月 静岡市農業委員会

【編集】静岡市農業委員会事務局

静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1483

【ホームページアドレス】

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p000368.html>



「静岡市農業施策に関する意見書」の提出

令和6年10月4日（金）、農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づく「令和7年度静岡市農業施策に関する意見書」を市へ提出しました。



静岡市農業施策に関する意見書（抄）

1 大規模自然災害における農業経営復旧支援

近年、気候変動を起因とした台風やゲリラ豪雨などの自然災害が毎年のように全国各地で頻発し、今年についても8月下旬に発生した台風10号により、農業における被害がいくつか確認されました。

令和4年9月に発生した台風15号の際には、市内各地で農地の崩壊や農業用施設の損傷等の被害が確認され、市においては国の農地災害復旧事業や市独自の支援事業の実施により、多くの農業者の営農継続に寄与したところです。

このような状況において、農業委員会としても、今後農業者に対して農業共済や収入保険への加入など自助努力を促していきますが、大規模な自然災害が発生し、市内農業に甚大な被害が及んだ場合には、農業者が安心して早期に営農再開できるよう国や県への支援要請を働き掛けるとともに、国県事業で対象とならないような取組については市独自の支援策を引き続き講じるよう検討されたい。

2 農地利活用の推進（荒廃農地再生・集積促進事業の見直し）

農業者の高齢化や後継者不足、農作物価格の低迷等により、耕作が行われず荒廃化が進行した農地の占める割合は年々増加傾向にあり、荒廃農地は農作物に被害をもたらす野生鳥獣の棲み家となるほか、農地集約の阻害要因になるなど、周辺環境へ悪影響を及ぼしています。

現在、市では独自の補助事業を実施しているところですが、農地の再生利用に取り組む農業者、特に、就農初期の経営が脆弱である新規就農者等に対して、優良な農地の確保及び効率的かつ安定的な農業経営の一助とするとともに、より多くの荒廃農地が解消されるよう、事業の見直しと予算の確保を図られたい。

3 農地利活用の推進（農地集約に向けた新たな支援）

市では農地の利用の効率化と高度化を図るため、意欲ある担い手に対して農地の集積を行っていますが、狭小地や不整形地、中山間地域の傾斜地など、耕作に不利な条件の農地では借

り手が見つからず、農地の引継ぎが十分に行われていないのが現状です。

このような中、農業委員会では市と連携し、農地利用の将来計画でもある「地域計画」の令和6年度末の策定に向け、農地の所有者や借受者の意向を把握したうえで、地域での話し合い（協議の場）を実施しており、農業委員や農地利用最適化推進委員が参画しているところです。

今後、この「地域計画」の策定、更新を進めていく中で、単体では効率的に活用される見込みがない農地をまとまりのある一団の農地に集約することで、担い手が借りやすい農地を創出するとともに、茶など本市主要農産物の生産性・収益性の向上による安定的な所得確保が図られるよう支援を検討されたい。

4 有害鳥獣対策の推進（野生鳥獣被害防除事業の交付要件緩和）

現在の農業において、野生鳥獣被害の対策を行わずに営農を継続していくことは困難な状況となっています。

このような状況において、市では野生鳥獣被害防除事業における助成を実施しているところですが、個別型を利用した場合、申請者には5年間は申請できない交付制限があり、農地の集積・集約化が推進されている中、新たに規模拡大した農地においては当該事業が活用できず、多くの農業者からは被害防除が進みづらいという声が寄せられています。

意欲ある担い手が安心して経営規模を拡大することは、野生鳥獣の棲み家となり得る遊休化・荒廃化した農地の解消にも繋がることから、野生鳥獣被害防除事業の交付制限の緩和について検討されたい。

農地利用状況調査を実施しました

農業委員会では、8月～9月にかけて農業委員19名、農地利用最適化推進委員37名、地区補助員82名が、それぞれの担当地域で遊休農地のほか、利用権設定している農地、納税猶予の農地、生産緑地などを調査しました。

この調査結果を受け、農業委員会が状況に応じて農地の利用意向調査を実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。



農地の適正管理をお願いします

農地の所有者や使用者は、農地を適正に利用する責任があります（農地法第2条の2）。

遊休農地は、害虫の発生、不法投棄などにより、周辺に悪影響を及ぼすことがあり、また、防犯・防火の面でも適正な管理が求められます。農地をお持ちの方は草刈りなどを定期的に行い、適正に管理をお願いします。もし、自身で管理することが難しい場合は、農地が荒れてしまう前に、意欲ある耕作者に引き継ぐことをご検討ください。

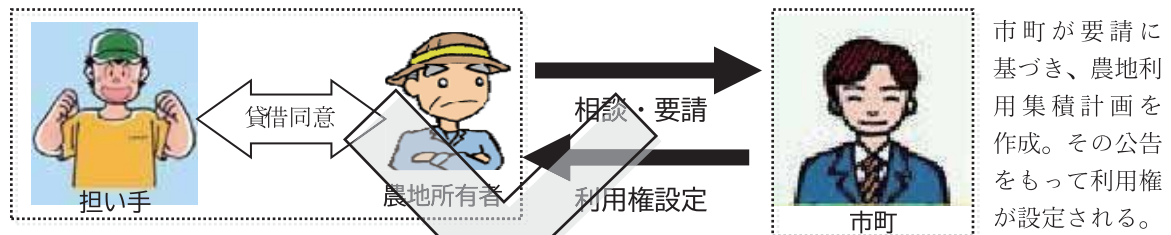
農業者及び農地を所有されている皆様へ重要なお知らせ

令和6年度末を以て農地貸借手続きは 「農地バンク事業」に一本化されます

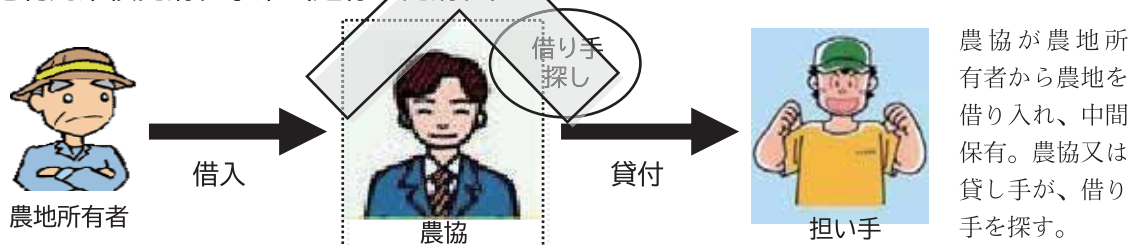
※農地法3条による貸借を除く

令和5年4月、農地貸借に関する法律改正が施行され、令和6年度末をもって下記の2つの農地貸借の新規契約・更新が出来なくなりますので、お知らせします。

(1) 利用権設定等促進事業（通称：利用権）



(2) 農地利用集積円滑化事業（通称：円滑化）

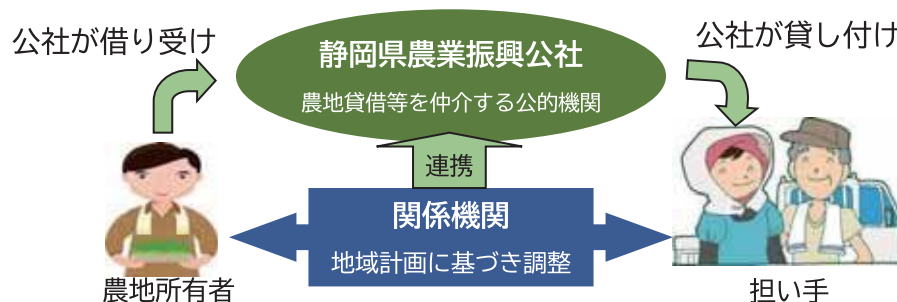


令和7年度からは、静岡県農業振興公社（農地中間管理機構：以後「公社」という。）が、市町・農協等の協力の下、農地貸借を仲介する『農地バンク事業』に手続きが一本化されます。

但し、令和7年度以降も利用権・円滑化の貸借期間が残っている場合、契約満了まで、この契約は有効です。また、農地法3条による貸借制度はそのまま残ります。

■農地バンク事業（農地中間管理事業）

平成26年度に始まった法律に基づく農地貸借の仕組みで、公社が農地所有者と担い手の間に入って農地貸借を進めます。



農地バンク事業の概要

- 1 原則、貸借は10年をお願いしています。契約満了時、農地は確実に農地所有者に戻ってきます。
- 2 賃貸借の場合、毎年12月に公社が担い手から賃借料を徴収し、農地所有者に振り込みます。
- 3 農地所有者・担い手には、賃借料の1%＋消費税（最低110円）の手数料をお願いしています。
- 4 契約書類作成は関係機関で行います。内容を確認の上、押印等の協力をお願いします。
- 5 農地所有者は、経営移譲年金の受給継続、相続税納税猶予の適用を受けることができます。

問い合わせ先 静岡市農地利用課 農地集積係
電話：054-221-1134

農地を相続したときは、農業委員会へ届出をお願いします

所有者不明土地の解消を目的とした不動産登記法が改正され、**令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。**

所有者不明土地が増えると、農地の集積・集約化が進まず、農地の有効利用の妨げになるだけでなく、災害の復旧・復興への支障、さらには不適切な管理により近隣住民へ被害が及ぶなどの社会問題につながります。

相続や遺贈により不動産を取得した場合、相続を知ってから3年以内（義務化の施行前の相続は義務化から3年以内）に、法務局へ登記名義変更の申請が必要です。

不動産を相続したら、早めに法務局で相続登記の手続きをしましょう。

また、**農地を相続登記した場合は、農業委員会への届出（農地法第3条の3）もお忘れなく**お願いします。届出書は窓口へ持参、または、郵送でも受け付けています。（受理通知書の郵送を希望する場合は、切手付きの返信用封筒を持参または同封してください。）



問い合わせ先

静岡市農業委員会事務局 農政係
電話：054-221-1483

農地の相続の届出書は
こちら



静岡市からのお知らせ

使われなくなった農業用機械を お譲りください！



市では、使われなくなった農業用機械の有効活用と初期投資や機械導入時の負担軽減を図ることを目的として、譲りたい農業用機械の情報をいただき、使いたい農業者へつなげることで、農業経営を支援する取組を行っています。

つきましては、**譲りたい農業用機械※の登録**をお願いいたします！

※ある程度、メンテナンスを行えば使用可能な農業用機械に限ります

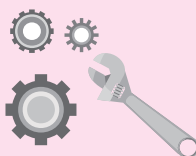
登録に関する情報はこちら



また、登録された農業用機械を譲り受け、機械使用前に行うメンテナンスに係る経費の一部を補助します。

補助額：メンテナンス経費の1/2（上限5千円）

※部品交換等の修繕は対象となりません



補助金に関する情報はこちら



問い合わせ先

静岡市農業政策課 農業支援係
電話：054-354-2086

老後に備えて農業者年金に加入しましょう

農業者のための公的年金である農業者年金は、国の担い手対策も兼ねた政策年金という側面もあり、多くのメリットを備えています。

1階部分の国民年金に加えて、農業者の方が選択できる2階部分の年金は、農業者年金以外にも国民年金基金・iDeCo（個人型確定拠出年金）がありますが、いずれも重複加入はできません。

農業者年金のメリット

- ①通常加入の場合、保険料額は毎月変更が可能
また、いつでも途中脱退、再加入が可能

加入の種類

- ①通常加入：保険料の国庫補助なし
- ②政策支援加入：保険料の国庫補助あり

経営状況に応じて、いつでも保険料の増額・減額、脱退・再加入ができます



②保険料の国庫補助

若年層（39歳までに加入）の方は、政策支援加入の場合、月額2万円の保険料に対して、最大月額1万円の国庫補助があります。

※政策支援加入には、一定の要件を満たす必要があります

③終身年金

年金裁定時の金額が生涯もらえます。

※ただし、特例付加年金は、旧制度の経営移譲年金同様、支給停止となる場合があります

④マイナス運用に対応

65歳以上の年金裁定時に付利累計額がマイナスとなった場合及び各年度の付利原資がマイナスとなった場合に、付利準備金からマイナス分を補填する措置を行います。

※ただし、付利準備金は、運用収入から繰入れされるものです

⑤手数料なし

事務経費は国が負担しています。

⑥同一生計の家族の分も含めて所得控除の対象

同一生計の家族の保険料を支払った場合には、自分の分も含めた全額が社会保険料控除の対象です。



農業者年金は、長生きされてもずっともらえる、農業者だけのお得な年金です。
夫婦や親子でそろっての加入もおすすめです！

加入要件は3つだけ

**20歳以上
60歳未満**

(国民年金任意加入者は65歳まで)

**国民年金
第1号被保険者**

(国民年金保険料納付免除者を除く)

**年間60日以上
農業に従事**

年金額の試算ができます

独立行政法人農業者年金基金のホームページの年金シミュレーターで年金額の試算ができます。

年金額の試算はこちら



年金基金のホームページはこちら



農業者年金基金



農業者年金基金の電話相談窓口

関心のある方、アドバイスが欲しい方など、お気軽にお電話ください。

開設時間：平日（土日祝日を除く）午前9時から午後5時まで

電話番号：03-5919-0371



加入する場合、どこに申し込めばいいですか？

加入の申込みは、最寄りのJAの営農窓口か農業委員会で受け付けています。申込用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。まずはお気軽にご相談ください。

問い合わせ先

静岡市農業委員会事務局 農政係
電話：054-221-1483

～未利用・低利用地などの有効活用を推進します～ 一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社が設立されました

近年、静岡市では、耕作放棄地などの未利用・低利用地の増加が続いています。
公社はこれらを有効活用するため、まだらに存在する耕作放棄地などを集約して一団の高度営農用地などにするための取組を実施します。

農地集約、耕作地拡大の支援

耕作者、耕作希望の皆さん、
耕作地の規模拡大や作業の効率化でお困りのことはありませんか。

困りごと

- 規模拡大したいけれど、なかなか適地が見つからない。
- 耕作地が分散していて、作業の効率が悪い。
- 農業へ新規参入したいけれど、耕作できる土地がない。



公社が意欲ある農業の担い手の皆さんの用地確保、規模拡大を支援します。



農地所有者への
意向確認



農地所有者との
交渉、調整



農地所有者と
耕作希望者のマッチング



作業の効率化
規模拡大

農地の売買、貸借の支援

農地を所有している皆さん、
土地の維持・管理でお困りのことはありませんか。

困りごと

- 年齢や体力的に農地全てを管理できない。
- 現在、農業をしているけれど、後継者がいない。
- 農地を相続したけれど、耕作する予定がない。
- 農地を手放したいけれど、買い手や借り手が見つからない。



公社が利活用に困った農地の売買・貸借を支援します。



農地所有者への
意向確認



農地所有者との
交渉、調整



購入、貸借希望者との
マッチング



農地の売買または貸借

まずは、お気軽にご相談を

一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社
静岡市葵区追手町5番1号

☎054-221-1234

(平日 8:30～17:15)

